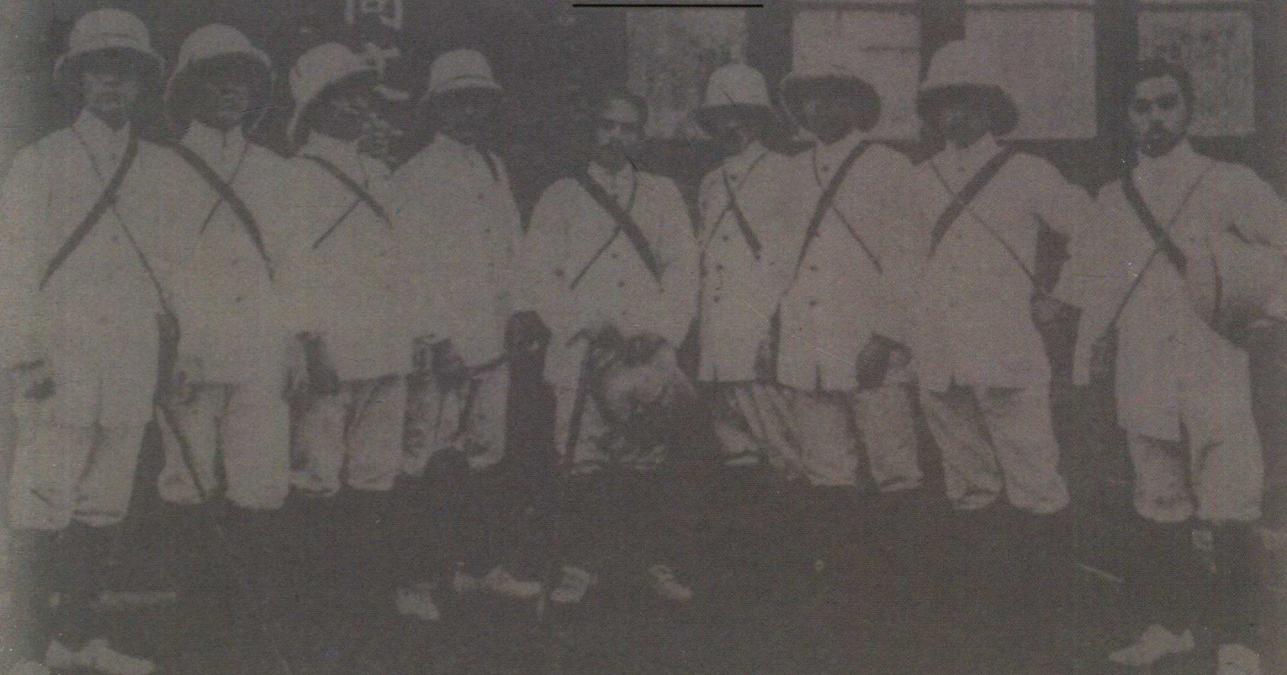




國家圖書館 編

東亞同文書院 中國調查手稿叢刊

190



國家圖書館出版社

六月四日

六月三日

也靜まらず今日は静かに庄内を出立した。太陽が出てくらむと、ハヤリ東誠した。在日は人をもつて船と波とに防げられて運水に夢で行けた。



国家出版基金项目

國家圖書館編

東亞同文書院
中國調查手稿叢刊

190

第一九〇冊目録

昭和十七年（一九四二）調査報告（第三十九期生）

燕郊鎮の概略

燕郊鎮概要 芹澤五郎 内倉三郎 小島和雄

一

大東亞戰爭の中國人並に在支外人に與へし影響

大東亞戰爭對中國人及在華外國人的影響 松尾七郎 石丸岩夫 鈴木吉之 久保徹之

一六三

都市の經濟機能の分析

城市經濟功能的分析 三浦良男 岡秀彥 渡邊卓郎

二八一

安慶の救濟事業

安慶的救濟事業 東輝夫

四二九

人民團體

蜷木定輝

土田正治

四八一

一一

昭和十七年度

大旅行調査報告書

燕郊鎮の概畧

第十四班

岸澤五郎

内倉三郎

小島和雄

昭和十七年度 告報書

第十四班 通州調查班

小	内	片
島	倉	澤
和	三	五
雄	郎	郎

燕郊鎮の概略

燕郊鎮は明朝時代に開けた通縣城の東方約四里(日本里)に位する一農村部落である。その戸数は三百三十戸、人口

一千九百三人を算へる。相當驟た部落にして家屋一百三十戸あり。東西に走る燕西路に副て立ち並び、商店もあり一應必需品は備へられて居る。殊に街道筋の馬閑保の店舗多く、商店の主は3物は左の如し。

雜貨鋪

五軒

糧房

五軒

洋布店

立軒

自行車店	理髮店	菜館	肉店	燒窩	當鋪	木匠	鐵鋪	馬牲鋪	藥鋪
一軒	一軒	一軒	二軒	一軒	二軒	二軒	三軒	三軒	六軒
									(中西藥鋪)
									日本製口
									多
									いの
									万
									日立

銀宝器店 一軒

小間物店 一軒

以上總計三十九軒が主な商店で他は全部農業とす。百

姓家で五十三。村として主要な建物は二個の學校と三大廟

とで五十三。二個の學校とは、村北に五十三通縣立小學

校。(現在在在校生一一〇名)と東閔立出下閔帝廟、境內

利甲(校長上石教師)と鄉立燕郊小學校(在校生三〇名)と

廟とは東の側、久生廟(祭日は五月十三日)と南の天吉廟、

に西門の側、久生廟(祭日は六月六日)現在治安軍一中隊か
七。十畝カリ、庙田モ持)て五十三の三個であり。公

路上には小さいもう一個、基督教教會があり、開帝廟
 の側に合作社があり、席場にて某市が行はれてゐる。
 医院は全々ないが、医療施設として薬鋪が漢方薬を販売
 し、その掌櫃が医者の代理としてある状態である。
 交通方面は大体良く開け便利である。通縣三河に通る
 路加北で走り、近くに蘇西公路がある。長途汽車か一日
 一回通縣三河へ通ひ、車賃は通州迄一元四毛錢、三河へ
 は當時的で相当料金は高い様である。又洋車は当村には
 全々なく運搬用には主にコム輪の大車で用ひ、又驛子
 も相当利用してゐる。牛馬は歩くないで用ひてゐない

6

口	う	者	は	信	は	金	の	小
も	く	は	三	仰	は	融	は	債
商	く	た	〇	宗	は	は	合	位
元	く	と	戸	教	、	は	作	た
繁	く	て	ば	ト	、	は	社	り
昌	く	保	か	状	態	は	に	す
状	く	た	か	は	佛	、	に	す
態	く	れ	り	教	教	か	い	か
も	く	今	き	基	基	非	も	力
戰	く	不	く	督	督	帝	ち	弱
前	く	變	く	教	信	帝	く	く
と	く	の	く	者	者	に	一	く
大	く	戰	く	は	僅	多く	部	に
差	く	禍	く	不	不	次	し	し
な	く	全	く	に	に	回	及	く
い	く	々	く	至	三	教	か	く
様	く	蒙	く	て	一	て	か	く
で	く	う	く	榮	カ	信	く	く
あ	く	す	く	へ	人	て	く	く
る	く	人	く	た	の	を	く	く

6

昔から今迄此れと、言ふ大人物も出づ。現在大卒業者は
二名で、平凡平和町一農村村落である。

本地人、主な姓は張、と吳である。

六月二十四日新民会並郊鎌分會に於て、鎌長吳仲三先

生、
山に新民会令會長季在庚より尋ね調査した。

王山

五

齊

雜

貨

鉢

瑞成齋

(一) 一般概況

本店は現店主高錫全の祖父の代民國十四年正月開店し

たもので當時主人の老朋友たる馬たる人間に資本を生

じて彼をその掌櫃として經營せしめたるものである。

父の代に一家に至り家し郷里師姑莊の土地家屋は全て長男

が相続し、約三百畝の土地を持ち自作してある。

此の店主も郷里に約三家の土地を持つたものである。

店主は元の故の土地を賣つたものである。

店主は元の故の土地を賣つたものである。

店主は元の故の土地を賣つたものである。